

公的施設の緑化工事に対する助成制度について

一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構

緑あふれるまちづくりをめざして、一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構は公的施設の緑化工事を実施する方に対し、その経費の一部を助成しています。

* 必ず、緑化工事施工前に申請をして【認定】を受けてください。
施工後の申請はできません。

1. 助成の対象 <姫路市内において以下の条件を満たすものが助成の対象となります>

- (1) (A) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第124条及び第134条第1項に規定する学校、専修学校及び各種学校のうち私立のもの。
(B) 社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に規定する事業を行うための私立の社会福祉施設。
(C) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2に規定する非営利型法人が公共的活動のように供するため設置管理する施設。
- (2) 公衆道路及び水路沿い等の場所に、外部から眺望できるように植栽を施すもの。
※ブロック塀の取り壊し及び植栽柵の設置等の附帯工事を含むものとする。
- (3) 下記の植栽工事もしくはそれぞれを複合して行うもの
(A) 樹高3メートル以上の樹木（高木）を植栽するもの。
(B) 高木以外の樹木を垣根状または帯状に植栽するもの。
(C) ツタ植物により擁壁等を被覆するもの。

2. 助成金額

- 当該緑化工事に要する費用の1/2の額。（ただし100万円を上限とする）
※消費税は除くものとする。
※100円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

3. 申請手続きの流れ

- (1) 現地写真・緑化工事計画書等をご準備の上、緑化推進部へご相談ください。
- (2) ①交付申請書、②緑化工事計画平面図、③工事見積書、④付近見取り図、⑤施工前の写真の5点を、必ず工事着手前に緑化推進部までご提出ください。
- (3) 書類審査と現地確認を行わせて頂き、問題無ければ交付可否認定証と交付請求書を送付します。【認定】
- (4) 申請した内容の緑化工事を施工してください。
※申請時から工事内容が変更になった場合は、必ずご連絡ください。
- (5) 工事完了後、①交付請求書、②工事費請求書、③工事費領収書、④工事完了済写真の4点を緑化推進部までご提出ください。
- (6) 施工後の現地確認を行わせて頂きます。
- (7) 問題無ければ交付決定書を送付し、記載の期日に助成金を交付致します。【交付決定】
※樹木の健全な育成を図るため、整枝剪定、施肥等善良な維持管理に努めること。
※樹木の移動又は撤去は、原則として10年間行わないこと。

申し込み・問い合わせ先

〒670-0971 姫路市西延末440番地緑の相談所2F
一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構 緑化推進部
電話：291-1914（平日9:00～17:00）
E-mail：ryokka@himeji-machishin.jp